

玉川国民体育館及び玉川鈍川体育館使用料（平成27年4月1日以降使用分より適用）

施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料
玉川国民体育館		1時間までごとに	100円	250円
玉川鈍川体育館		1時間までごとに	100円	200円
器具	電源コンセント（1口）	1日	200円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設及び器具を除く。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

玉川龍岡運動公園及び玉川鈍川運動公園使用料（平成27年4月1日以降使用分より適用）

施設名	施設区分	使用時間	使用料
玉川龍岡運動公園	グラウンド	1時間までごとに	130円
玉川鈍川運動公園	夜間照明施設	1時間までごとに	230円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。